

京都市交通局管理規程 6-0（京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程）の一部を次のように改正する。

平成17年10月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田 與三右衛門

第11条の5第4項中「京都交通株式会社」を「京阪京都交通株式会社」に、「又は西日本ジェイアールバス株式会社」を「西日本ジェイアールバス株式会社、京阪シティバス株式会社又は株式会社ヤサカバス」に改める。

附 則

この改正規程は、平成17年11月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画課)